

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 県土整備部 建設・技術課

法令名	浄化槽法		法令番号	昭和 58 年法律第 43 号		
手続名	浄化槽工事業者の登録抹消前に締結された工事の施工差止命令		根拠条項	第 28 条第 2 項		
処分基準	<p>(登録の抹消の場合における浄化槽工事の措置)</p> <p>第 28 条 前条の規定により浄化槽工事業者が登録を抹消された場合においては、浄化槽工事業者であつた者又はその一般承継人は、登録の抹消前に締結された請負契約に係る浄化槽工事を引き続いて施工することができる。この場合において、当該浄化槽工事業者であつた者又はその一般承継人は、登録の抹消の後、遅滞なく、その旨を当該浄化槽工事の注文者に通知しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、公益上必要があると認めるときは、当該浄化槽工事の施工の差止めを命ずることができる。</p> <p>3 第 1 項の規定による浄化槽工事を引き続いて施工する者は、当該浄化槽工事を完成する目的の範囲内においては、なお浄化槽工事業者とみなす。</p> <p>4 略</p>					
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 建設・技術課	交付機関 建設・技術課	目次 No.	

